

平成30年度 第1回

地域包括支援に関する会議

## 資料 4

### 2 議事

(4) 成年後見制度利用促進計画について

## 本市における成年後見制度の利用促進計画について

成年後見制度は、認知症、知的障害や精神上的の障害などにより判断能力が十分ではない人が、財産管理や日常生活等において不利益を被らないよう社会全体で支える仕組みである。

今後のさらなる高齢社会への対応や共生社会の実現に向け、成年後見制度のより一層の利用促進を図るため成年後見制度の利用促進計画を新たに策定するもの。

### 1 計画の位置づけ

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定された法定計画
- (2) 市の「いきいき長寿プラン（老人福祉計画）」に基づく、基本的な方向性や施策

### 2 計画期間

平成31年度から平成32年度まで（2年間）

※いきいき長寿プランや障害福祉計画の見直しに合わせ、平成33年度以降は同プランに包含（予定）

### 3 計画の策定について

計画の策定にあたっては、市民・関係団体からの意見聴取を行うとともに、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民代表からなる「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議」や、障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する「北九州市障害者施策推進協議会」に意見を聞き検討を進める。

### 4 市民への意識調査及び関係団体からの意見聴取の実施について

成年後見制度に関する理解や意識を把握し、成年後見制度利用促進に資する施策を推進する上での基礎資料とするため、市民団体や市政モニターアンケート（平成30年8月頃）を活用した意見聴取を実施

また、成年後見制度に関わる裁判所や弁護士会等の各関係団体からの意見聴取を実施し、当該意見等を踏まえつつ、これまでの取組の評価や課題の抽出、整理を行った上で、今後取り組むべき施策等について検討を行う。

### 5 今後のスケジュールについて（予定）

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| (1) 計画素案の作成、保健病院委員会への報告       | 平成30年12月 |
| (2) パブリックコメントの実施              | 平成30年12月 |
| (3) 保健病院委員会への報告（パブリックコメントの結果） | 平成31年 2月 |
| (4) 計画の策定                     | 平成31年 3月 |

# 成年後見制度利用促進計画のイメージ

## 1 基本理念

自発的意思の尊重・意思決定の支援といった自己決定権の尊重と財産・権利の保護とが調和した成年後見制度の実現と制度の更なる利用を目指す。

## 2 計画の柱

### (1) 自己決定権と本人保護の調和

成年後見人等が介護支援専門員、相談支援専門員などと連携して成年被後見人等の意思決定を支援し、成年被後見人等の意思を反映した介護サービス等の利用や財産の管理の実現を目指す。

### (2) 地域連携による成年被後見人等及び成年後見人等の支援並びにノーマライゼーションの進展

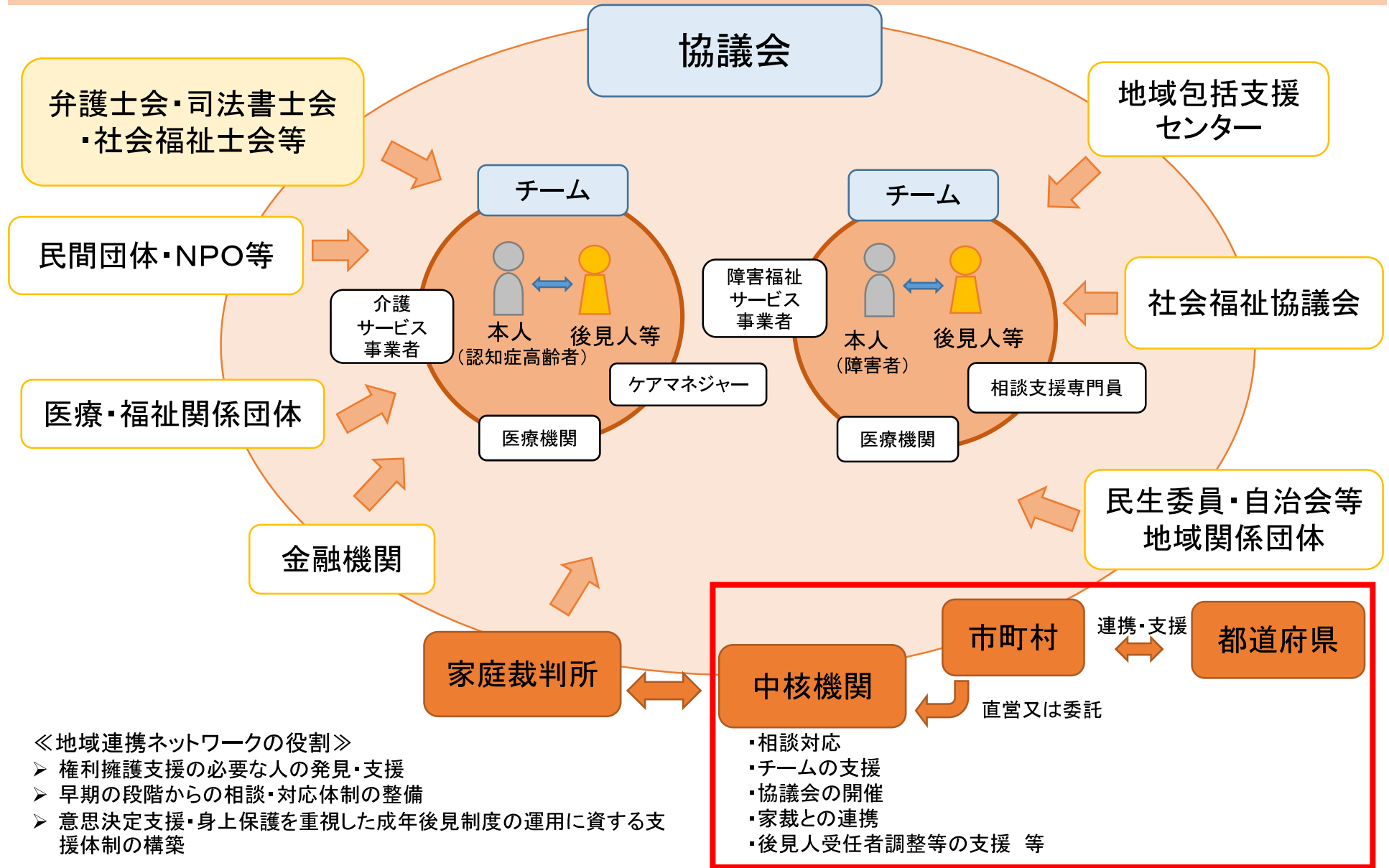
成年後見人等と介護支援専門員、相談支援専門員、サービス事業者などが連携し、チームとして利用者を支えるとともに、本市、北九州市社福祉協議会、専門職団体、家庭裁判所等による協議会がチームをバックアップする体制の構築を目指す。

また、地域住民による後見の支援への参加を通じ、認知症・障害に対する知識と理解を深め、「ノーマライゼーション」の進展を図る。

## 3 北九州市成年後見制度利用促進計画の構成

- 第1 成年後見制度の目的、課題、国の動向
- 第2 基本計画の背景（高齢者、障害者を取り巻く状況、市民意見）
- 第3 北九州市成年後見制度利用促進計画の目的、基本的な考え方
- 第4 具体的な取組
- 第5 促進計画策定の経過、用語解説

# 地域連携ネットワークのイメージ



## ＜地域連携ネットワークの役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

## ＜地域連携ネットワークの機能＞

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等